

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室^①) 法人税・消費税関係

同業者団体等の加入金や 会費の取り扱い

Q. 業界の団体に加盟して加入金や会費を負担していますが、それらの経理上の扱いについて教えてください。

A. 法人が同業者団体等（社交団体を除く）に対して支出した加入金や会費は、その性質や目的により、経理処理が異なります。

(加入金)

その団体の構成員としての地位を他に譲渡できるもの、及び加入金が出資の性質を有するものは、譲渡または脱退するまでは資産に計上します。それ以外のものは繰延資産に該当し、償却期間は5年となります。

ただし、支出金額が20万円未満の場合は損金経理により全額損金算入することができます。

(会費)

通常会費：その同業者団体等が構成員のために行う広報活動、調査研究、研修指導、福利厚生その他、団体としての通常の業務運営のために経常的に要する費用の分担額として支出する会費については、支出した事業年度の損金に算入します。

ただし、同業者団体等において、通常会費について不当に多額の剰余金が生じていると認められる場合は、その剰余金が生じた時以後に支出する通常会費については、その剰余金の額が適正な額になるまでは、前払費用として損金には算入しません。

その他の会費：同業者団体等が会館の取得、会員相互の共済、会員相互の親睦、政治献金などの目的のために支出する会費については、前払費用とし、

当該同業者団体等がこれらの支出をした日にその費途に応じて構成員である当該法人がその支出をしたものとされます。

なお、通常会費の全部またはその一部をその他の会費の目的のために支出している場合には、その部分はその他の会費として扱われます。

消費税との関係

同業者団体等に支払う会費が課税仕入れになるかどうかは、その団体から受ける役務の提供などと支払う会費との間に明らかな対価関係があるかによって判定します。

対価性の有無の判定が困難なものについては、その会費を支払う構成員と受けとる団体等の双方が、その会費を役務の提供や資産の譲渡等の対価に当たらないものとして継続して処理している場合はその処理が認められます。なお、この場合、同業者団体等がその旨を構成員に通知するものとされています。

具体的にみますと、その団体の業務運営に必要な通常会費は、一般的には対価関係がありませんので、団体においては役務提供や資産譲渡の対価に当たらないものとして取り扱って差し支えないとされており、支払う構成員においても課税仕入れとはならず、仕入税額控除の対象になりません。

一方、同業者団体がその構成員のために行う広報活動、セミナーや講習会などの研修指導などの会費は、講義や講演の役務の提供としての対価関係が明確な場合は、課税仕入れとなり、仕入税額控除の対象になります。

入会金に関しても、ゴルフクラブ、宿泊施設、体育・遊戯施設その他のレジャー施設を利用するための会員となる入会金は、役務の提供などとの間に明らかな対価関係がありますから、課税仕入れになります。なお、この場合の入会金は、脱退などに際して返還されないものに限られます。

(税制委員会:赤羽総一郎、山口優子、木下茂登次 グループ稿)

(監修: 関東信越税理士会 松本支部)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局 (☎35-8080) まで!